

介護老人保健施設しんわ苑利用契約書

(契約の目的)

第1条 介護老人保健施設しんわ苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態（要介護1～要介護5）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が指定を受けた当施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活の復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(契約期間)

第2条 本契約は、令和 年 月 日から始まり、利用者は、第5条から第7条に基づく契約の解約又は終了がない限り、この契約に定めるところに従い当施設が提供する介護保健施設サービスを利用することができるものとします。

2 本契約は、利用者が本契約に定める内容の理解と判断が困難な場合は、身元引受人又は利用者代理人をもって行わせることができます。

3 利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

(1) 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

(2) 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連携して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

(2) 本契約が終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引き取りをすること。但し、遺体の引き取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴言、暴力、誹謗中傷、その他ハラスメント行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書きの場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

6 利用者代理人は、身元引受人を兼ねることができます。

(利用者代理人)

第4条 利用者は、自らの判断による本契約及び重要事項説明書に定める権利の行使と義務の履行に支障が生じる時は、予め選任した利用者代理人に行わせることができます。

(契約の終了)

第5条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が当施設を退所したとき
- (2) 利用者が医療施設や介護保健施設等の施設に入院又は入所したとき
- (3) 利用者が死亡したとき
- (4) 利用者の所在が、7日以上不明になったとき

(利用者の解約権)

第6条 利用者は、当施設に対し、契約終了希望日の7日前までに意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解約することができます。尚、この場合、当施設は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。但し、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

- 2 身元引受人又は利用者代理人も前項と同様に入所利用を解約することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者や身元引受人又は利用者代理人は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 当施設が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 当施設が、利用者や身元引受人又は利用者代理人に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (3) 当施設が、破産申告をした場合

(当施設からの解約権)

第7条 当施設は、利用者や身元引受人又は利用者代理人が次の各号に該当し、本契約の目的を達成することが困難と判断した場合は、本契約を解約することができます。

- (1) 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- (2) 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- (3) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- (4) 利用者及び身元引受人又は利用者代理人が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- (5) 利用者、身元引受人又は利用者の親族等が、当施設や当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴言、暴力、誹謗中傷その他のハラスメント行為を行い、精神的肉体的な安全確保を脅かした場合
- (6) 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合（但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当な理由がある場合を除く）
- (7) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(退所時の援助)

第8条 本契約の解約又は終了により、利用者が当施設を退所することになった場合、当施設は居宅介護支援事業所又は介護福祉施設等と連携し、円滑な退所のための必要な援助を行います。

(利用料金及びその変更)

第9条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく介護保健施設サービスの対価として、重要事項説明書の利用料金の記載に従い、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用した介護保健施設サービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 利用料金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合は、関係法令に従って改定後の利用料金が適用されます。その際、当施設は利用者及び身元引受人又は利用者代理人に対し説明し、文書にて同意を得ます。

3 当施設は、提供するサービスのうち、理美容、特別な食事・療養室など個別に提供するサービス（介護保険の適用を受けないもの）がある場合には、特にそのサービスの内容及び利用者負担金を説明し、利用者及び身元引受人又は利用者代理人の同意を得ます。

4 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者代理人に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

5 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者代理人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者代理人に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(利用料金の滞納)

第10条 利用者、身元引受人又は利用者代理人は正当な理由なく利用料金の支払いを2ヶ月分以上滞納した場合には、当施設は文書により14日以上を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約の解約する旨の催告をすることができます。

2 当施設は、前項に定める期間が終了した場合には、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 当施設は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

(サービス計画の作成・変更)

第11条 当施設は、利用者のための「介護老人保健施設サービス計画」（以下「サービス計画」という。）を作成する「介護支援専門員」が本条項に定める職務に誠意をもって遂行するよう責任をもって指導します。

2 介護支援専門員は、利用者の入所後、速やかにサービス計画の作成に着手します。

3 介護支援専門員は、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、利用者が自立した日常生活が営むことができるよう、施設の関係職員と協議の上、サービス計画案を作成します。

4 介護支援専門員は、サービス計画の作成後においても、施設の関係職員と連携を継続的に行い、必要に応じてサービス計画案を作成します。

- 5 利用者は、介護支援専門員に対し、いつでもサービス計画の内容を変更するよう申し出ができます。その場合、介護支援専門員は、施設介護の趣旨に反しない範囲で、計画の実施状況を把握し、できる限り利用者の希望に沿うようにサービス計画を変更します。
- 6 介護支援専門員は、サービス計画案又は計画変更案を作成した段階で、利用者及び身元引受人又は利用者代理人に対し、その内容を説明し同意を得て交付します。

(サービス提供と内容の記録及び保管)

第12条 当施設は、重要事項説明書に記載した施設の提供する介護保健施設サービスに対し、入所後作成するサービス計画に沿ってサービスを提供します。

- 2 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を契約終了後5年間保管します。
- 3 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 4 当施設は、身元引受人が第2項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 5 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証責務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 6 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第2項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体拘束その他行動の制限)

第13条 当施設は、原則として、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し身体拘束及びその他行動の制限を行いません。

- 2 当施設が前項により、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、当施設の医師が判断し、身体拘束その他行動の制限を行うことがあります。この場合には、当施設の医師が利用者の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。また、利用者及び身元引受人又は利用者代理人に対し、事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明を行い、文書にて承認を得ます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第14条 当施設の職員は、当施設の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者代理人等に関する個人情報の利用目的を『(別記) しんわ苑 個人情報の利用目的』のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター(介護予防支援事業所)等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の協力医療機関又は関係機関への連絡等
 - (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、契約終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時及び事故発生時の対応）

- 第15条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、または専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、予め届けられた緊急連絡先に速やかに連絡すると共に、協力医療機関又は協力歯科医療機関、他の専門的機関に連絡を取り必要な措置を講じます。
- 2 万が一、サービス提供時に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じ、行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申し出）

- 第16条 利用者、身元引受人又は利用者代理人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、苦情受付窓口又はご意見箱を設置し、迅速かつ適切に対応します。
- 2 当施設は、利用者及び身元引受人又は利用者代理人からの施設サービスに関する要望、苦情等を受けた場合、これを理由として不利益な扱いは致しません。

（賠償責任）

- 第17条 当施設は、介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を被った場合には、利用者に対して損害を賠償するものとします。但し、当施設に故意過失がなかった事を証明できる場合は、この限りではありません。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設、職員又は他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者及び身元引受人は、連帯して、その損害を賠償するものとします。

（裁判管轄）

- 第18条 本契約に関する紛争の訴えは、当施設の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意します。

（協議事項）

- 第19条 この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

（契約に定めのない事項）

- 第20条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令に定めるところによります。

（平成18年4月1日改正）	（平成19年4月1日改正）	（平成20年4月1日改正）
（平成21年4月1日改正）	（平成21年12月1日改正）	（平成24年4月1日改正）
（平成26年4月1日改正）	（平成26年8月1日改正）	（平成28年4月1日改正）
（平成30年4月1日改正）	（令和4年12月1日改正）	（令和5年4月1日改正）
（令和6年4月1日改正）	（令和6年6月1日改正）	（令和6年8月1日改正）

(別記)

しんわ苑 個人情報の利用目的

介護老人保健施設しんわ苑（以下「しんわ苑」という。）は、個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

◎利用者への介護サービス提供

- ◆しんわ苑での介護サービスの提供
- ◆利用者が居宅介護サービスを利用するため、居宅介護支援事業所や居宅介護サービス事業所等への連携、照会への回答
- ◆協力医療機関又はその他の医療機関等と利用者情報の連携、照会への回答
- ◆利用者の診療にあたり、外部の医師の診察、意見を求める場合
- ◆検査業務の委託機関、その他の業務委託機関
- ◆利用者の名札や居室等の氏名表示、持ち物等の記名、氏名入り作品等の展示

◎介護保険請求のための事務

- ◆審査支払い機関へのレセプトの提出
- ◆審査支払い機関及び保険者からの照会への回答

◎しんわ苑の管理運営業務

- ◆会計・経理
- ◆事故・苦情等の報告
- ◆当該利用者への介護・医療サービスの向上
- ◆入退所等の管理

◎賠償責任保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

◎介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

◎しんわ苑内で行われる学生の実習への協力

◎介護の質の向上を目的としたしんわ苑内での研修

◎外部監査機関への情報提供

◎しんわ苑が発行する広告を目的としない機関紙及びホームページ

※上記のうち、介護保険事業所や医療機関等への情報提供等について同意しがたい事項がある場合には、その旨を申し付け下さい。

介護老人保健施設しんわ苑 重要事項説明書

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 しんわ苑
開設年月日	平成10年3月24日
所在地	北九州市八幡西区楠橋南2丁目19-6
電話番号	093(619)1800
FAX番号	093(618)3728
管理者名	後藤 晶子
介護保険指定番号	介護老人保健施設(4056680145号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること。また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。当施設では、この目的に沿って次の運営の方針を定めています。

【基本理念】

「利用者主体」、「人権尊重」、「自立支援」、「地域と共に」を基本理念とし、職員一人ひとりがその理念を大切にして職務にあたります

【運営方針】

- ・私たち自身や私たちの親までも心から安心して任せられる施設を目指します
- ・明るく家庭的な雰囲気のもとで、地域や家庭の結びつきを大切にしながら、ご利用者の自立を支援し、家庭への復帰を目指します
- ・ご利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成し、ご利用者が必要とする適切なサービスを提供いたします
- ・ご利用者の価値観や生活歴を大切にし、明るく健康で生きがいのある暮らしの場を提供します
- ・私たちはチームケアを実践するため、報告・連絡・相談を励行します

(3) 施設の職員配置及び勤務体制

職種	職員配置	勤務体制
医師	1名以上	9:00~17:00
看護職員	9名以上	早出 7:00~16:00 日勤 8:00~17:00

介護職員	20名以上	遅出 10:00~19:00 夜勤 16:30~翌9:00
介護支援専門員	1名以上	8:30~17:30
支援相談員	1名以上	
理学療法士・作業療法士	1名以上	
管理栄養士	1名以上	
事務職員	1名以上	

(4) 入所定員 100名 (多床室 28室、従来型個室 6室)

(5) 通所定員 40名

(6) 短期入所療養介護定員 空床型

2 サービス内容

(1) サービスの特徴

- ① 個々の利用者の家庭環境、心身状態等に応じた介護保健施設サービス計画を作成します。
- ② 介護保健施設サービス計画に従って必要な機能訓練、レクリエーション等を行い、定期的な評価の為のケアカンファレンスを行います。
- ③ 利用者の求めに応じ、食事、入浴等を提供します。
- ④ 利用者が地域の人々と交流したり、憩いの場として活用したりする相互支援の場を提供します。
- ⑤ 医療ケアと日常生活サービスの提供により、利用者の自立と家庭復帰を支援すると同時に、家族の介護負担を軽減することを目的とします。

(2) 介護サービスの内容

種類	内容
施設サービス計画の作成・変更	利用者の心身の状況や病歴等を把握し、サービス目標、達成時期の内容を記載したサービス計画を作成します。また、定期的な見直しや利用者の状態変化によりサービス計画の変更も行います。
食 事	利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、栄養管理を計画的に行います。原則として食堂ホールで召し上がって頂きます。 朝 食 8時00分から 昼 食 12時00分から おやつ 15時00分から 夕 食 17時30分から
口腔ケア	利用者の状態に応じた口腔ケアを計画的に行います。
入 浴	週2回以上の入浴又は清拭を行います。介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
排せつ	利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行います。
離 床	寝たきり防止のため、可能な限り離床できるように配慮します。

診 療	施設医師による、健康管理や必要と認められる疾患又は負傷に対して、的確な診断を基に診療上妥当適切な処置を行います。当施設において必要な医療を提供することが困難と認められた場合は、協力医療機関又は専門的な医療機関へ責任を持って引き継ぎます。
リハビリテーション	理学・作業療法士がリハビリテーション計画書を作成し、利用者の状況に適合した機能訓練を行い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立ができるようにリハビリテーションを行います。
相談・援助サービス	利用者、身元引受人又は利用者代理人からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。
理美容サービス	委託業者が理美容サービスを提供します。費用は実費となります。
洗濯サービス	業者委託サービスとなります。
行政手続き代行	要介護認定の更新手続き等
事務管理	預金通帳の管理や小遣い入出金管理等を行います。
レクリエーション	季節に合わせた行事を計画・実施します。

3 利用料金

(1) 利用料金

① 施設サービス費

(1 単位：10.14 円)

【基本型】

	要介護度	単位数	サービス費 10 割	利用者負担金		
				(1 割)	(2 割)	(3 割)
多床室	要介護 1	793 単位	8,041 円	805 円	1,609 円	2,413 円
	要介護 2	843 単位	8,548 円	855 円	1,710 円	2,565 円
	要介護 3	908 単位	9,207 円	921 円	1,842 円	2,763 円
	要介護 4	961 単位	9,744 円	975 円	1,949 円	2,924 円
	要介護 5	1,012 単位	10,261 円	1,027 円	2,053 円	3,079 円
個 室	要介護 1	717 単位	7,270 円	727 円	1,454 円	2,181 円
	要介護 2	763 単位	7,736 円	774 円	1,548 円	2,321 円
	要介護 3	828 単位	8,395 円	840 円	1,679 円	2,519 円
	要介護 4	883 単位	8,953 円	896 円	1,791 円	2,686 円
	要介護 5	932 単位	9,450 円	945 円	1,890 円	2,835 円

【在宅強化型】

	要介護度	単位数	サービス費 10 割	利用者負担金		
				(1 割)	(2 割)	(3 割)
多床室	要介護 1	871 単位	8,831 円	884 円	1,767 円	2,650 円
	要介護 2	947 単位	9,602 円	961 円	1,921 円	2,881 円
	要介護 3	1,014 単位	10,281 円	1,029 円	2,057 円	3,085 円

	要介護4	1,072 単位	10,870 円	1,087 円	2,174 円	3,261 円
	要介護5	1,125 単位	11,407 円	1,141 円	2,282 円	3,423 円
個 室	要介護1	788 単位	7,990 円	799 円	1,598 円	2,397 円
	要介護2	863 単位	8,750 円	875 円	1,750 円	2,625 円
	要介護3	928 単位	9,409 円	941 円	1,882 円	2,823 円
	要介護4	985 単位	9,987 円	999 円	1,998 円	2,997 円
	要介護5	1,040 単位	10,545 円	1,055 円	2,109 円	3,164 円

② 加算の費用

(1 単位 : 10.14 円)

加算項目	単位数	サービス費 10 割	利用者負担金		
			(1 割)	(2 割)	(3 割)
初期加算 I	60 単位	608 円	61 円	122 円	183 円
初期加算 II	30 単位	304 円	31 円	61 円	92 円
外泊時の費用	362 単位	3,670 円	367 円	734 円	1,101 円
外泊時在宅サービスの費用	800 単位	8,112 円	812 円	1,623 円	2,434 円
入所前後訪問指導加算 I	450 単位	4,563 円	457 円	913 円	1,369 円
入所前後訪問指導加算 II	480 単位	4,867 円	487 円	974 円	1,461 円
入退所前連携加算 I	600 単位	6,084 円	609 円	1,217 円	1,826 円
入退所前連携加算 II	400 単位	4,056 円	406 円	812 円	1,217 円
試行的退所時指導加算	400 単位	4,056 円	406 円	812 円	1,217 円
退所時情報提供加算 I	500 単位	5,070 円	507 円	1,014 円	1,521 円
退所時情報提供加算 II	250 単位	2,535 円	254 円	507 円	761 円
訪問看護指示書	300 単位	3,042 円	305 円	609 円	913 円
在宅復帰支援機能加算	10 単位	101 円	11 円	21 円	31 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I	51 単位	517 円	52 円	104 円	156 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 II	51 単位	517 円	52 円	104 円	156 円
認知症ケア加算	76 単位	770 円	77 円	154 円	231 円
若年性認知症入所者受入加算	120 単位	1,216 円	122 円	244 円	365 円
認知症専門ケア加算 I	3 単位	30 円	3 円	6 円	9 円
認知症専門ケア加算 II	4 単位	40 円	4 円	8 円	12 円
認知症チームケア推進加算 I	150 単位	1,521 円	153 円	305 円	457 円
認知症チームケア推進加算 II	120 単位	1,216 円	122 円	244 円	365 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位	2,028 円	203 円	406 円	609 円
短期集中リハビリテーション実施加算 I	258 単位	2,616 円	262 円	524 円	785 円
短期集中リハビリテーション実施加算 II	200 単位	2,028 円	203 円	406 円	609 円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I	240 単位	2,433 円	244 円	487 円	730 円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 II	120 単位	1,216 円	122 円	244 円	365 円
栄養マネジメント強化加算	11 単位	111 円	12 円	23 円	34 円
経口移行加算	28 単位	283 円	29 円	57 円	85 円

経口維持加算Ⅰ	400 単位	4,056 円	406 円	812 円	1,217 円
経口維持加算Ⅱ	100 単位	1,014 円	102 円	203 円	305 円
療養食加算	6 単位	60 円	6 円	12 円	18 円
口腔衛生管理加算Ⅰ	90 単位	912 円	92 円	183 円	274 円
口腔衛生管理加算Ⅱ	110 単位	1,115 円	112 円	223 円	335 円
緊急時施設療養費（緊急時治療管理）	518 単位	5,252 円	526 円	1,051 円	1,576 円
所定疾患施設療養費Ⅰ	239 単位	2,423 円	243 円	485 円	727 円
所定疾患施設療養費Ⅱ	480 単位	4,867 円	487 円	974 円	1,461 円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ	53 単位	537 円	54 円	108 円	162 円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	33 単位	334 円	34 円	67 円	101 円
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 単位	30 円	3 円	6 円	9 円
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 単位	131 円	14 円	27 円	40 円
排せつ支援加算Ⅰ	10 単位	101 円	11 円	21 円	31 円
排せつ支援加算Ⅱ	15 単位	152 円	16 円	31 円	46 円
排せつ支援加算Ⅲ	20 単位	202 円	21 円	41 円	61 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位	223 円	23 円	45 円	67 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位	182 円	19 円	37 円	55 円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位	60 円	6 円	12 円	18 円
夜間職員配置加算	24 単位	243 円	25 円	49 円	73 円
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40 単位	405 円	41 円	81 円	122 円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	60 単位	608 円	61 円	122 円	183 円
自立支援促進加算	300 単位	3,042 円	305 円	609 円	913 円
安全対策体制加算	20 単位	202 円	21 円	41 円	61 円
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	140 単位	1,419 円	142 円	284 円	426 円
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ	70 単位	709 円	71 円	142 円	213 円
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	240 単位	2,433 円	244 円	487 円	730 円
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	100 単位	1,014 円	102 円	203 円	305 円
再入所時栄養連携加算	200 単位	2,028 円	203 円	406 円	609 円
退所時栄養情報連携加算	70 単位	709 円	71 円	142 円	213 円
ターミナルケア加算（31～45 日前）	72 単位	730 円	73 円	146 円	219 円
ターミナルケア加算（4～30 日前）	160 単位	1,622 円	163 円	325 円	487 円
ターミナルケア加算（2～3 日前）	910 単位	9,227 円	923 円	1,846 円	2,769 円
ターミナルケア加算（死亡日）	1,900 単位	19,266 円	1,927 円	3,854 円	5,780 円
協力医療機関連携加算Ⅰ（～R6 年度）	100 単位	1,014 円	102 円	203 円	305 円
協力医療機関連携加算Ⅰ（R7 年度～）	50 単位	507 円	51 円	102 円	153 円
協力医療機関連携加算Ⅱ（R7 年度～）	5 単位	50 円	5 円	10 円	15 円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10 単位	101 円	11 円	21 円	31 円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5 単位	50 円	5 円	10 円	15 円
新興感染症等施設療養費	240 単位	2,433 円	244 円	487 円	730 円

生産性向上推進体制加算Ⅰ	100 単位	1,014 円	102 円	203 円	305 円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 単位	101 円	11 円	21 円	31 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数 × 7.5%				
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数 × 7.1%				
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数 × 5.4%				
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数 × 4.4%				

③ 食費（1日あたり）

利用者負担	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
負担料金	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,560 円

④ 居住費（1日あたり）

利用者負担	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
従来型個室	—	550 円	1,370 円	1,370 円	1,728 円
多床室	0	430 円	430 円	430 円	437 円

※ 食費及び居住費の利用者負担の段階は「介護保険負担限度額認定証」に基づきます。

(2) その他の料金 ※利用される場合

- | | |
|----------------------------------|---------|
| ① 日常生活品費（入浴・口腔ケア用品・タオル・ティッシュ等） | 300 円/日 |
| ② 理美容代（カット・パーマ・毛染め等） | 実費 |
| ③ 健康管理費（インフルエンザ予防接種 等） | 実費 |
| ④ 私物洗濯代（業者委託のため別途申込書が必要です） | 500 円/袋 |
| ⑤ 文書料（証明書・医証・診断書 等） | 500～円/部 |
| ⑥ レンタルテレビ代（別途申込書が必要です） | 100 円/日 |
| ⑦ イヤフォン代（テレビ視聴用）※持ち込み可 | 250 円/個 |
| ⑧ 電気代（電化製品1品ごと） | 50 円/日 |
| ⑨ 特別な食事の提供を行った場合 | 実費/食 |
| ⑩ 行事費（レクリエーション等で要した入場料、食事代、交通費等） | 実費 |

(3) 支払い方法

- ① 利用料金につきましては、毎月月末締の翌月 10 日以降に請求書を発行しますので、当月 20 日までに支払いをお願いします。支払方法は、原則、口座振替となりますので、入所時に当施設にて手続き下さい。また、口座振替の手続き完了までに 1～2 ヶ月程を要しますので、手続きが完了するまでは

当施設窓口での現金払い、もしくは当施設の指定口座へ振り込みをお願いします。尚、当施設指定口座へ振り込みされる際の手数料は、利用者負担となります。

- ② 利用料金の支払いを受けた時は、領収書を発行します。領収書の再発行は原則致しませんので、大切に保管下さい。上記理由により、請求書は原則として郵送しておりません。自動引落としご契約の方については、請求書・領収書を皆様にお渡しします。

4 介護保険被保険者証等の預かり

入所申込時に入所希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。また、当施設入所中は、緊急時の医療機関受診に備えて、各種保険・医療証及び健康手帳をお預かりしますので、その際は預り証を発行いたします。

5 入所時に必要なもの

種類		内容
衣類	上着	5枚程度（リハビリが可能な服装） ※季節に合わせて、上から羽織る物をご用意下さい。
	ズボン	5枚程度（スカートは転倒の危険性があるため禁止です）
	肌着	5枚程度
	パンツ	5枚程度（オムツを使用されている方は不要です） ※オムツ類は当施設で用意しますが、お好みのオムツを希望される場合は、ご家族でご用意下さい。
	寝巻	5枚程度
	靴下	必要枚数
履物		リハビリが可能となる、踵のある靴をご用意下さい。 ※安全面から、踵のない靴・サンダル・スリッパ等は禁止です。
口腔ケア・入浴用品		口腔ケア用品（歯ブラシ・コップ等）、入浴用品（シャンプー・ボディソープ・バスタオル等）など施設で用意します。
その他	電気シェーバー	男性の方をご用意下さい。※自己管理をお願いします
	櫛	必要な方をご用意下さい。
	座布団	車いすを使用されている方は、ご用意下さい。
	クッション	体位交換の介助が必要な方は、ご用意下さい。

※持ち込みされた物は、必ず名前の記入をお願いします。

6 入所中の服薬管理について

入所中の服薬につきましては、かかりつけ医師からの情報（病歴、薬、検査データ等）提供を基に、当施設医師が処方します。介護老人保健施設は積極的な治療を行うところではない為、かかりつけ医師と連携して当施設医師が服薬の見直しを行います。また、市販薬等を服薬されている場合は、当施設の医師又は看護師へご確認下さい。

入所中は、当施設医師が主治医となりますので、他の医療機関への受診や服薬処方依頼等の希望時は、必ず、当施設医師へご相談下さい。

7 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

<協力医療機関>

名 称	佐々木病院（病床：74床）
診療科目	内科・循環器科・消化器科・放射線科・リハビリテーション科
住 所	北九州市八幡西区吉祥寺町9番36号
電話番号	093-617-0770

名 称	若戸病院（病床：228床）
診療科目	精神科・神経科・内科・皮膚科・呼吸器科・リハビリテーション科
住 所	北九州市若松区大字小敷146
電話番号	093-742-2000

名 称	香月中央病院（病床：74床）
診療科目	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・泌尿器科
住 所	北九州市八幡西区香月中央1-14-18
電話番号	093-617-0173

名 称	天神クリニック（病床19床）
診療科目	内科・循環器科・消化器科・リハビリテーション科・血液透析・腹膜透析
住 所	北九州市戸畑区天神1-9-7
電話番号	093-871-7871

<協力歯科医療機関>

名 称	かじわら歯科医院
住 所	北九州市若松区下原町1番1号
電話番号	093-771-8604

名 称	水巻歯科医院
住 所	遠賀郡水巻町頃末3-8-12
電話番号	093-203-2500

8 緊急時及び入院時の対応

利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、または専門的な科学的対応が必要と判断した場合は、予め届けられた緊急連絡先に速やかに連絡すると共に、協力医療機関又は協力歯科医療機関、他の専門的機関に連絡を取り、必要な措置を講じます。

当施設にて治療が可能な程度であれば帰設となりますが、医療機関での入院加療が必要と判断された場合は、当施設を退所していただき入院となります。退所した際は、入院期間に関わらず、荷物の引き取りをお願いします。

その後の再入所につきましては、利用者の状態が医療的に当施設入所可能か判断した上で決定します。再入所の場合でも、再度、入所契約が必要となります。

9 施設利用に当たっての留意事項

① 入所中は、利用者お一人おひとりの病状や薬、栄養管理等を行っておりますので、施設が提供する食事を摂取していただきます。

※食中毒予防のため食べ物の持ち込みは原則禁止しております。

② 気分が悪くなった時は速やかに申し出て下さい。

③ 面会は、感染症対策等の安全面を考慮した上で実施します。

④ 起床時間は午前7時、消灯時間は午後9時と定めております。

⑤ 外出・外泊は、ナースステーションに申し出て、施設医師の事前の許可を得なければなりません。

⑥ 他利用者の居室、診察室、サービスステーション、事務室、設備関連等の部屋にみだりに立ち入ってはなりません。

⑦ 療養室でのテレビや音楽等を視聴する際は、他の利用者の迷惑にならないようイヤフォンやヘッドフォンを必ず使用して下さい。

⑧ 飲酒は必ず医師の許可が必要です。決められた時間、決められた量を守らなければなりません。

⑨ 危険物や火気類は許可無く施設内へ持ち込んでではありません。当施設敷地内は禁煙とします。

⑩ 施設内の設備・器具等を利用する場合は、他の利用者の迷惑にならないようルールに従って利用下さい。これに反した利用により、破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。

⑪ 所持品は、原則、利用者の自己管理となります。貴重品や高価な物等を施設内に持ち込まないで下さい。※当施設側に過失がない限り、紛失や破損等に関して一切責任は負いません。

⑫ 入所中は、施設医師が主治医となります。施設医師が必要と認めた場合のみ医療機関等への受診が可能となります。外出や外泊時（家族のみを含む）に病院受診や薬の処方などを希望する場合は、事前に必ず施設医師へ確認して下さい。

⑬ 施設内での宗教活動は禁止いたします。

⑭ ペットの持ち込みは禁止いたします。ただし、アニマルセラピー等を目的として、管理者の許可を得た場合を除きます。

⑮ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を禁止いたします。

⑯ 他利用者への迷惑行為は固くお断りいたします。

⑰ 職員に対しての心遣い（お中元・お歳暮等）はご遠慮下さい。

10 サービス提供記録

- ・サービス提供記録の保管・・・本契約の終了後、5年間保管
- ・サービス提供記録の閲覧・・・午前9時～午後5時（土・日・祝祭日は除く）
- ・サービス提供記録の謄写物の交付・・・謄写に際しては、実費相当額を請求

11 非常災害対策

- ・火災時の対応・・・火災時は非常通報装置により自動的に消防署に通報
- ・防災設備・・・スプリンクラー、消火器、消火栓等
- ・防災訓練・・・非常時を想定した訓練を年2回実施

12 要望・苦情の対応

当施設が提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等については、相談・苦情窓口を設置しております。

しんわ苑 相談・苦情窓口	窓口担当者：支援相談員 田川 寛隆
	窓口対応時間：平日 8：30～17：30
	電話番号：093-619-1800
苦情解決責任者	施設長 後藤 晶子

※相談・苦情窓口以外に、「ご意見箱」を設置しております。備付けのアンケート用紙にご記入の上、投函下さい。

◎公共機関においても相談・苦情等の申し出ができます。

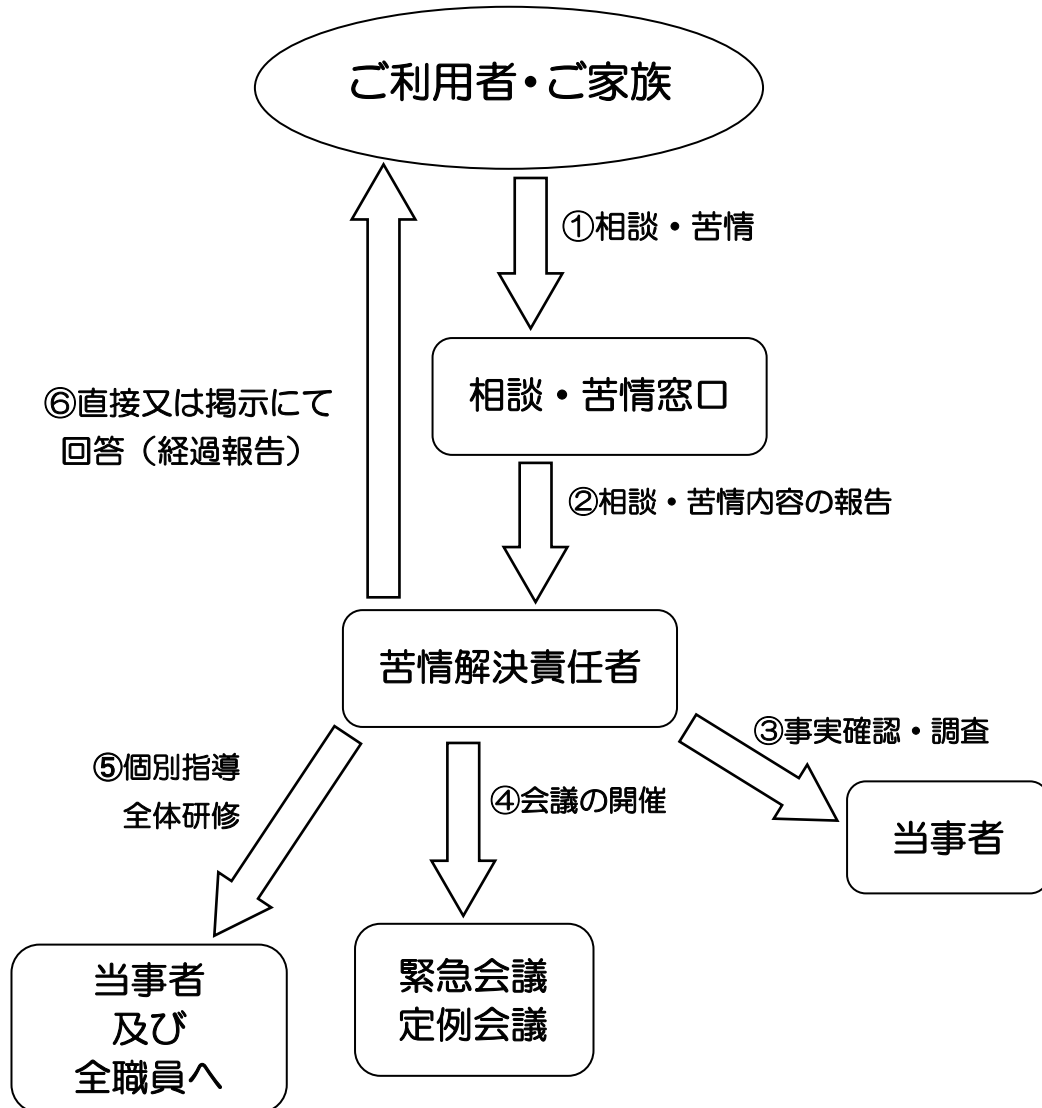
八幡西区高齢者相談コーナー 介護保険担当	八幡西区黒崎 3-15-3 093-642-1446（直通）
八幡東区高齢者相談コーナー 介護保険担当	八幡東区中央 1-1-1 093-671-6885（直通）
門司区高齢者相談コーナー 介護保険担当	門司区清滝 1-1-1 093-331-1894
小倉北区高齢者相談コーナー 介護保険担当	小倉北区大手町 1-1 093-582-3433（直通）
小倉南区高齢者相談コーナー 介護保険担当	小倉南区若園 5-1-2 093-951-4127
若松区高齢者相談コーナー 介護保険担当	若松区浜町 1-1-1 093-761-4046
戸畑区高齢者相談コーナー 介護保険担当	戸畑区千防 1-1-1 093-871-4527

中間市介護保険課 給付係	中間市中間 1-1-1 093-244-1111
直方市役所保険課 介護保険係	直方市殿方 7-1 0949-25-2116
広域連合遠賀支部	遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 093-291-5266
福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険係	福岡県博多区吉塚本町 13-47 092-642-7859

※上記以外に住所地のある方は、各市町村の介護保険係へ申し出下さい。また、地域の民生委員等に申し出ることもできます。

- ・当施設は、要望又は苦情、投書を受けた場合は、苦情解決責任者（施設長）が主催する臨時（緊急）又は、定例の会議等で協議し、解決の手段や改善方法などを、苦情解決責任者が、直接あるいは掲示して回答します。
- ・事実関係の調査などに時間を要する場合は、途中経過を説明するなど誠意ある対応をいたします。
- ・申し出のあったすべての検案について全職員に伝達し、改善すべき内容や課題はすべて共有して、今後の施設運営に反映させてまいります。
- ・利用者や家族より、相談、苦情を受け付けた際、これを理由として不利益な扱いは致しません。

－ 相談・苦情処理の手順 －



1 3 事故発生時の対応及び事故発生防止

利用者に対して、サービス提供により事故が発生した場合には、医療処置若しくは専門医への受診等必要な措置を講じ、速やかに予め届けられた緊急連絡先へ連絡します。また、必要時には市町村関係機関に連絡を行います。

当施設は、事故再発防止のための委員会を設置し、事故発生時はもとより定期的に事故の内容について全職種による事故内容の分析、対応策の評価を行います。また、事故に繋がらなかった場合でも「ひやり・はっと報告書」を作成し、事故につながらないように注意喚起に努めます。

1 4 虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待防止及び再発防止等の為、必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図ること

- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- ⑤ 利用者に対する虐待が発生した場合は、速やかに市町村へ報告を行うとともに、必要な措置を講ずること

1 5 口腔衛生管理の強化

当施設は、利用者に対し職員による適切な口腔管理等の実施と歯科専門職による適切な口腔管理を実施する為、職員又は歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価を実施します。

1 6 提供するサービスの第三者評価の実施状況

事業所が提供する介護サービスの第三者評価の実施状況は以下の通りです。

- ① 実施の状況 なし
- ② 実施した直近の年月日 なし
- ③ 実施した評価機関名称 なし
- ④ 評価結果の開示状況 なし

1 7 衛生管理等

当施設は、利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うように努めます。また、感染症の発生及び蔓延しないよう委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の必要な措置を講ずるように努めます。

1 8 損害賠償責任

当施設は、万が一の事故等に発生に備えて、賠償責任保険に加入しています。